



ビル&キープ方式の原則化及びLRIC方式の適用見直しの検討に係る今後の進め方（案）に対する各者意見

令和8年5月19日
事務局

目次

NTT東日本株式会社及びNTT西日本株式会社	・・・ 1
KDDI株式会社	・・・12
株式会社NTTドコモ	・・・14
ソフトバンク株式会社	・・・22
楽天モバイル株式会社	・・・24
一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会	・・・25
株式会社アイ・ピー・エス・プロ	・・・26
NTTドコモビジネス株式会社	・・・28
Coltテクノロジーサービス株式会社	・・・31
フリービット株式会社	・・・34
株式会社エネコム	・・・35

1.ビル&キープ方式の原則化の検討に係る 今後の進め方(案)に対する当社意見

2026年5月12日

1.ビル&キープ方式の原則化の検討に係る今後の進め方(案)に対する当社意見(総論)

- 当社としては、維持・縮退フェーズにある音声通話市場における規制対応コスト・運用コストを削減し、業界全体としての効率化を公平に進めていく観点、また、着信網の独占性(着信ボトルネック)に起因した着信接続料の高止まりを抑止する観点から、全事業者で一律(同時期に採用)・公平(事業者ごとの採用有無に差異なし)にビル&キープ方式を採用することが最適と考えており、ビル&キープ方式の原則化を進めることを前提として、その実現に向けた課題について検討を進めるべきとの事務局の方針案に賛同します。
- 他方で、ビル&キープ方式の原則化にあたり、移行期間を設けて段階的に接続料を引き下げていく「激変緩和措置」を導入するとした場合には、具体的な方法の検討に相当の期間を要すること等、却って行政・事業者の規制・運用コストを増大させることにつながる等の様々な問題が生じることから、ビル&キープ方式を原則化する際には、「激変緩和措置」を導入するべきではなく、予め定めた時期において、対象となる全ての通話について、全事業者が一律・公平に導入することが不可欠であると考えます。
- また、その具体的な導入時期や適用対象・範囲については、全事業者一律・公平にビル&キープ方式が「円滑に」導入されるよう、これまで接続政策委員会等で示されてきた懸念事項も踏まえつつ、十分に議論を深め、事業者間でのコンセンサスを丁寧に形成したうえで、制度整備がなされることが重要であると考えます。
その際、指定事業者のみがビル&キープ方式への移行を強制され、非指定事業者は従来通りの接続料精算を継続することが容認されることがないように、総務省において制度整備していただくことが、ビル&キープ方式への賛同の大前提であると考えます。

2. 「今後の進め方(案)」の各論点に対する当社意見〔1/4〕

「今後の進め方(案)」の各論点	当社意見
<p>一部の事業者から、音声通話市場における規制対応コスト・運用コストの削減に向けてビル&キープ方式の原則化が希望されている。固定電話のIP網への移行や音声通話市場の縮退を踏まえれば、ビル&キープ方式の原則化により、事業者・行政ともに音声通話に係るコストを最小化（するとともに、着信接続料収入に依存し、他社網のコスト影響を受ける事業環境から、自社網のコストのみでサービスを提供できる事業環境に移行）することは、将来に向けた対応として望ましいものであると考えられる。</p> <p>また、複数の事業者から、音声接続について、非指定事業者の設定する接続料が高止まりする恐れ、事業者間では接続料の妥当性判断が困難、高止まりした接続料によりトラヒック・ポンピングが発生、といった事業者間協議で解決し得ない課題が存在するとの指摘がある。こういった課題への対応としても、ビル&キープ方式の原則化は有効と考えられる。</p> <p>したがって、今後は、ビル&キープ方式の原則化を進めることを前提として、その実現に向けた以下の課題について検討を進めることが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 当社としては、維持・縮退フェーズにある音声通話市場における規制対応コスト・運用コストを削減し、業界全体としての効率化を公平に進めていく観点、また、着信網の独占性(着信ボトルネック)に起因した着信接続料の高止まりを抑止する観点から、<u>全事業者で一律(同時期に採用)・公平(事業者ごとの採用有無に差異なし)にビル&キープ方式を採用することが最適</u>と考えており、「今後は、ビル&キープ方式の原則化を進めることを前提として、その実現に向けた以下の課題について検討を進めることが適当」との<u>事務局の方針案に賛同</u>します。

2. 「今後の進め方(案)」の各論点に対する当社意見〔2/4〕

「今後の進め方(案)」の各論点	当社意見
<p>(1)構造的に片務的となる呼の扱い</p> <p>規制・運用コスト最小化の観点からは、ビル&キープ方式は全ての事業者に一律に導入し、呼種に関わらず接続料の算定・精算を行わないこととすることが望ましいが、構造的に片務的となる呼※については、ビル&キープ方式の対象とした場合、ネットワークの利用とコスト負担の公平性が担保できない。このため、構造的に片務的となる呼については、ビル&キープ方式の対象とするのではなく、精算方法の簡素化を行うことが適当である。一部の事業者からは、トラヒックによらない定額方式やレベニューシェア方式等の精算方式の導入が提案されており、今後、全事業者で統一的な方法を策定する必要があると考えられるため、引き続き検討していくことが必要である。</p> <p>※構造的に片務的となる呼としては、付加的役務電話番号(0AB0)、事業者識別番号(00XY)、付加的役務識別番号(1XY)及び緊急通報番号(110/118/119)に係る通話並びに国際通話が想定される。</p>	<p>当社意見</p> <ul style="list-style-type: none"> 着信課金・国際通話等の片務的な呼種については、サービス提供事業者はサービス提供に利用する発信・着信事業者のネットワークコストを負担することなく利用者から収入を得る一方、発信・着信事業者は当該呼に係るネットワークコストを当該呼と関係のない自社サービスで回収することになり、ネットワークの利用とコスト負担の公平性が担保できないという問題が存在するものと考えており、「構造的に片務的となる呼については、ビル&キープ方式の対象とするのではなく、精算方法の簡素化を行うことが適当」との事務局の方針案に賛同します。 精算方法の簡素化に向けて、定額方式やレベニューシェア方式等の精算方式を導入するにあたっては、以下の課題があるため、今後丁寧な議論が必要と考えており、まずは片務的な呼となる対象について、事業者間で認識を合わせた上で、精算方法の簡素化について具体的な議論を進めていくべきと考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 定額方式:将来的なトラヒック推移の変動を加味する仕組みが必要 ✓ レベニューシェア方式:当該通話料収入を事業者間で共有する仕組みや事業者間での収入按分率の整理が必要

2. 「今後の進め方(案)」の各論点に対する当社意見〔3/4〕

「今後の進め方(案)」の各論点	当社意見
<p>(2)円滑な移行の促進</p> <p>双務的な一般呼においても事業者間の発着信トラヒックバランスに偏りがあることから、ビル&キープ方式を導入した場合、事業者の収益構造に影響を与える可能性があるとの指摘がある。しかし、これは現在の事業者間精算の仕組みを前提としたこれまでの競争の結果生じているものであるため、構造的に片務的となる呼のようにビル&キープ方式の対象外とはせず、ビル&キープ方式の原則化までに一定の移行期間を設け、事業者のみならず利用者に対しても制度変更について十分な周知を行うとともに、必要に応じて激変緩和措置を実施することで、事業者のビル&キープ方式への円滑な移行を促進することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● ビル&キープ方式の原則化にあたり、移行期間を設けて段階的に接続料を引き下げていく「激変緩和措置」を導入するとした場合には、以下の問題が生じることから、ビル&キープ方式を原則化する際には、「激変緩和措置」を導入するべきではなく、予め定めた時期において、対象となる全ての通話について、全事業者が一律・公平に導入することが不可欠であると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「激変緩和措置」を導入するには、具体的な内容や実現方法の検討に相当の期間を要することに加え、激変緩和対象呼と激変緩和対象外呼が混在することになり、運用が非常に煩雑になることも想定される等、縮小する音声通話市場において、行政・事業者の規制・運用コストを増大させることにつながること。 ✓ 「激変緩和措置」が、ビル&キープ方式導入によるマイナスの収支影響(受取接続料と支払接続料の差分)が大きい事業者の事業継続性への配慮を目的としたものであるなら、激変緩和措置は当該事業者に対してマイナスの収支影響を早期から段階的に発生・拡大させるものとなり、当該事業者の事業継続性を阻害することになってしまいうことも想定されること。(ビル&キープ方式原則化に向けたビジネスモデルの転換には一定の時間を要するところ、その転換過程においてもマイナスの収支影響が早期から段階的に発生・拡大していくことにより、特に中小規模の事業者における事業撤退の可能性がより高まると想定される。) ✓ 「激変緩和措置」により早期から段階的に発生・拡大していくマイナスの収支影響を解消するために、各社は自社の利用者料金水準・体系を段階的に変更することも想定され、事業者のみならず、利用者の混乱を招くおそれがあること。 ✓ ビル&キープ方式は、発側事業者(料金設定事業者)が、トラヒックに応じて着信網のコストを接続料で負担し、そのコストをユーザからの通話料で回収する現行の費用負担・回収モデル(現行制度)の延長線上にあるものではなく、トラヒックの多寡に関わらず各事業者が自社網コストを全て負担し、そのコストをユーザからの通話料により回収するモデルへとドラスティックに変革するものであることから、制度的趣旨の観点からも、現行制度とビル&キープ方式との間で「激変緩和」という中間解を採ることはなじまないこと。 ✓ 仮に「激変緩和措置」を導入するのであれば、全社一律・公平公正にビル&キープ方式を実現するという目的に照らし、非指定事業者の接続料も含めて一律に低減化させることを確実に担保するための規律を設けることが必須であるが、その実現へのハードルは高いこと。(指定事業者のみに規律を設けることは、事業者間のコスト負担の公平性を損ねる。)

2. 「今後の進め方(案)」の各論点に対する当社意見〔4/4〕

「今後の進め方(案)」の各論点	当社意見
<p>(3)原則化の適用時期</p> <p>ビル&キープ方式の原則化の適用時期については、全事業者一律に、遅くとも2031年度に係る接続料からビル&キープ方式を適用することを原則化することを目処として、上述の移行期間や事業者がPSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期等も考慮し、今後さらに検討を行うことが適当である。その際には、その必要性も含め、激変緩和措置についても具体的な検討を行うことが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>具体的な適用時期</u>については、全事業者一律・公平にビル&キープ方式が「円滑に」導入されるよう、これまで接続政策委員会等で示されてきた懸念事項も踏まえつつ、<u>十分に議論を深め、事業者間でのコンセンサスを丁寧に形成したうえで決定されることが重要</u>と考えます。 • また、<u>激変緩和措置については、前述の通り導入すべきでない</u>と考えます。
<p>(4)検討の進め方等</p> <p>接続政策委員会における検討に加え、構造的に片務的となる呼の精算方法の詳細等、ビル&キープ方式の原則化に向けた運用面の具体化にあたっては、必要に応じて事業者間の協議の場を設けて検討を進めることが適当である。</p> <p>なお、ビル&キープ方式の原則化後に、モバイル接続料における音声／データの費用配賦の簡素化を行うかどうか及びビル&キープ方式の導入によるMVNOの影響等については引き続き検討・確認していくことが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ビル&キープ方式は、特定の事業者のネットワークを中心としたものではなく、音声接続を行う電気通信事業者全体に関わるものです。また接続料については、事業者間で「支払う側」と「受け取る側」という利害関係が構造的に存在することから、事業者主導でコンセンサスを形成することは困難であると想定されます。このため、<u>例えば総務省において事業者間協議の場を設ける等、事業者の意見を丁寧に確認しつつ議論を進めるための環境を整えることが必要</u>であると考えます。 • また、事業者間協議における検討結果を踏まえ、<u>全事業者で一律(同時期に採用)・公平(事業者ごとの採用有無に差異なし)にビル&キープ方式が導入されることを担保するための制度整備を行うべき</u>と考えます。

2.LRIC方式の適用見直しの検討に係る 今後の進め方(案)に対する当社意見

2026年5月12日

1. LRIC方式の導入経緯・環境変化を踏まえた当社の意見(総論)

- 当社としては、ビル&キープ方式原則化の実施有無によらず、以下の理由から、LRIC方式は直ちに廃止し、実際費用方式(実績原価)へ移行すべきと考えています。
 - 音声通話は、固定電話からモバイル、さらにはLINE、Teamsといった通信アプリ等、新たなコミュニケーションツールにシフトしており、利用者はこうした多様なサービス・ツールから通信手段を選択している状況であることから、LRIC方式を導入する上での前提とされた音声通話市場における加入電話の独占性はもはや存在しないこと。
 - 加入電話の利用はLRIC方式導入時と比較して▲96%(通話時間)まで減少し、今後も減少傾向が継続すると見込まれている状況であり、加入電話の市場は顧客獲得を事業者間で競う「競争フェーズ」から、サービスをコストミニマムかつ安定的に提供していく「維持・縮退フェーズ」に移行していることや、IP網への移行完了(2025年1月)により中継電話におけるマイライン競争は終了していることから、中継電話市場の競争促進を図るという目的で導入されたLRIC方式は、その役割を終えていること。
 - また、IP網への移行完了により、事業者間の接続形態はシンプルな発着2社間の直接接続になり、当社を含む各社は、お互いに着信網の接続料を負担した上で発信呼の料金設定を行う対称・対等な関係となったため、当社のみLRIC方式を適用するといった非対称規制を課す必要性はなくなっていること。
 - 当社から『今後の固定電話サービスについて(2025年9月29日)』で公表したとおり、加入電話は利用の減少や老朽化した設備の維持限界により、2035年頃までにはサービスレベルの維持が困難となる状況を迎えており、2035年頃までの間、いかにコストミニマムかつ安定的にサービスを提供していくかという「維持・縮退フェーズ」に入っているのが実態であるところ、「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を利用する」というLRIC方式の前提は実態と乖離していること。
 - 当社は、LRIC方式導入からの25年間(2000年～2024年度)において、実際費用と比較して累計▲8,075億円の未回収額を負担してきたところ、今後も加入電話の赤字拡大が見込まれる中で、2035年頃までの代替サービスへの移行期間においても、老朽化した設備の保全・更改対応や災害対策等に必要な体制維持・構築等により、加入電話の安定的な提供を維持し、利用者が安心・安全にサービス利用できる環境を確保し続けるためには、実際に生じたコストが回収可能となることが必要不可欠であること。

2. 「今後の進め方(案)」の各論点に対する当社意見〔1/3〕

「今後の進め方(案)」の各論点	当社意見
<p>加入電話の利用減少やメタル回線設備の維持限界により、2035年頃までにはメタル回線設備を利用した加入電話のサービスレベルの維持が困難となる「維持・縮退フェーズ」において、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備・技術を利用するというLRIC方式の前提は実態と乖離しつつあり、新たな設備更改が見込まれない状況においてLRIC方式はベンチマークとして機能せず、既にその役割は終えているとの意見が示された。</p> <p>一方、LRIC方式を廃止した場合、</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 接続料の原価算定において、メタル収容装置等の提供における非効率性の排除の見通しが明らかでない ② 音声接続料の事業者間協議における固定系非指定電気通信事業者にとってのベンチマークとしての役割が失われる <p>といった懸念も示された。</p> <p>1.で述べたとおり、音声接続料についてビル&キープ方式の原則化を進めることとした場合、事業者間において接続料を相互に支払い合うことは原則として無くなり、上記①②の懸念は解消されと考えられることから、ビル&キープ方式の原則化にあわせて、接続料算定におけるLRIC方式の適用は廃止することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 当社としては、総論に記載した理由により、<u>ビル&キープ方式原則化の実施有無によらず、LRIC方式は直ちに廃止し、実際費用方式(実績原価)へ移行すべき</u>と考えています。

2. 「今後の進め方(案)」の各論点に対する当社意見〔2/3〕

「今後の進め方(案)」の各論点	当社意見
<p>また、ビル&キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法については、</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 移行期間における継続性・安定性を重視し、引き続きLRIC方式を適用する ② LRIC方式の前提が実態と乖離しつつあることを重視し、速やかに実績原価方式に移行する ③ ビル&キープ方式の原則化への円滑な移行を重視し、ガイドパスを設ける等の方法により移行期間を通じて段階的に接続料を引き下げていく <p>といった対応案が考えられるが、移行期間や激変緩和措置の在り方の検討とあわせて、関係事業者の意見を聴きつつ、今後検討を進めることが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 当社としては、総論に記載した理由により、<u>ビル&キープ方式原則化の実施有無によらず、LRIC方式は直ちに廃止し、実際費用方式(実績原価)へ移行すべき</u>と考えています。 • ビル&キープ方式の原則化にあたり、移行期間を設けて段階的に接続料を引き下げていく「激変緩和措置」を導入するとした場合には、以下の問題が生じることから、ビル&キープ方式を原則化するには、<u>「激変緩和措置」を導入すべきではなく、予め定めた時期において、対象となる全ての通話について、全事業者が一律・公平に導入することが不可欠</u>であると考えます。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 「激変緩和措置」を導入するには、<u>具体的な内容や実現方法の検討に相当の期間を要する</u>ことに加え、激変緩和対象呼と激変緩和対象外呼が混在することになり、運用が非常に煩雑になることも想定される等、縮小する音声通話市場において、<u>行政・事業者の規制・運用コストを増大させることにつながる</u>こと。 ✓ 「激変緩和措置」が、ビル&キープ方式導入によるマイナスの収支影響(受取接続料と支払接続料の差分)が大きい事業者の事業継続性への配慮を目的としたものであるなら、<u>激変緩和措置は当該事業者に対してマイナスの収支影響を早期から段階的に発生・拡大させるものとなり、当該事業者の事業継続性を阻害することになってしまうことも想定される</u>こと。(ビル&キープ方式原則化に向けたビジネスモデルの転換には一定の時間を要するところ、その転換過程においてもマイナスの収支影響が早期から段階的に発生・拡大していくことにより、特に中小規模の事業者における事業撤退の可能性がより高まると想定される。) ✓ 「激変緩和措置」により早期から段階的に発生・拡大していくマイナスの収支影響を解消するために、<u>各社は自社の利用者料金水準・体系を段階的に変更</u>することも想定され、事業者のみならず、<u>利用者の混乱を招くおそれがある</u>こと ✓ ビル&キープ方式は、発側事業者(料金設定事業者)が、トラヒックに応じて着信網のコストを接続料で負担し、そのコストをユーザからの通話料で回収する現行の費用負担・回収モデル(現行制度)の延長線上にあるものではなく、<u>トラヒックの多寡に関わらず各事業者が自社網コストを全て負担し、そのコストをユーザからの通話料により回収するモデルへとドラスティックに変革するもの</u>であることから、<u>制度的趣旨の観点からも、現行制度とビル&キープ方式との間で「激変緩和」という中間解を採ることはなじまない</u>こと。 ✓ 仮に「激変緩和措置」を導入するのであれば、<u>全社一律・公平公正にビル&キープ方式を実現するという目的に照らし、非指定事業者の接続料も含めて一律に低減化させることを確実に担保するための規律を設けることが必須</u>であるが、<u>その実現へのハードルは高い</u>こと。(指定事業者のみに規律を設けることは、事業者間のコスト負担の公平性を損ねる。)

2. 「今後の進め方(案)」の各論点に対する当社意見〔3/3〕

「今後の進め方(案)」の各論点	当社意見
<p>なお、仮に移行期間において引き続きLRIC方式を適用することとした場合においても、時限的な措置であり、検討に係る費用対効果を考慮すると、LRICモデルの更なる見直しやLRIC方式の運用プロセスの簡素化は行わないとすることが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • <u>入力値の固定化等の検討にあたっては</u>、固定化等を行う入力値を選定するための考え方の整理や、固定化等を行うことにより人件費・物件費の高騰といった実態が反映されなくなるといった課題への対応案の検討など、様々な検討が必要であり、<u>相当程度の検討稼働・期間を要するため、簡素化により大きな費用対効果は見込めない</u>ことから、「LRICモデルの更なる見直しやLRIC方式の運用プロセスの簡素化は行わないとすることが適当」とする事務局の方針案に賛同します。
<p>(裁定方針の在り方について)</p> <p>音声接続料についてビル&キープ方式を原則化した場合、非指定電気通信事業者が取得すべき金額に関して裁定の対象となるのは基本的にデータ接続料と考えられるが、具体的にどのようなケースが想定されるか、まず整理することが適当である。</p> <p>その上で、例えば、固定系非指定電気通信事業者が提供する加入光ファイバを他事業者が接続等により利用する場合については、第一種指定電気通信設備に係る認可接続約款に定める接続料を、移動系非指定電気通信事業者が提供するデータ役務をMVNOである他事業者が卸役務等により利用する場合については、第二種指定電気通信役務に係る届出接続約款に定める接続料を、それぞれベンチマークとする等、LRIC方式に代わるベンチマークについて検討することが適当である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 業界全体における適切・公平なコスト負担の実現のためには、料金設定の根拠に対する透明性を確保することが不可欠であり、非指定事業者の接続料の妥当性を検証するためには、少なくとも<u>需要(接続料の分母)、該当接続機能に係る資産・費用(接続料の分子)、分子分母それぞれの妥当性を示す根拠(ユーザ数や接続機能のネットワーク構成図等)に関する情報が必要である</u>と考えます。 • 仮にそれらの情報が示されない場合には、<u>第一種・第二種指定事業者の類似機能の接続料をベンチマークとするという事務局の方針案に賛同</u>します。

2026年5月12日

KDDI株式会社

2026年4月23日受領いたしました「260423(案) 接続政策委員会における今後の進め方(案) について」に関する、当社意見を以下のとおり提出いたします。

1. ビル&キープ方式の原則化の検討に係る今後の進め方(案)

- ・ ビル&キープ方式の原則化を進めることに賛同いたします。
- ・ 原則化の適用時期について、メタル IP 電話への移行が本格化する 2028 年度までに実施することが適切と考えます。
- ・ また、「PSTN マイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期等も考慮し」とありますが、2024 年度に PSTN マイグレーションに伴う精算システムを構築していた場合、一般的なソフトウェアの耐用年数が 5 年であることを踏まえれば、2028 年度の段階では当該精算システムの除却損の影響は大きく低減していると考えられます。加えて、構築した精算システムが不要になることに伴う除却損が発生する一方、精算業務削減に伴う運用コスト減少や、将来のシステム維持・更改が不要となるといったメリットを早期に享受できることから、精算システムの更改時期を理由として、ビル&キープ方式の原則化の時期を 2031 年度まで遅らせることは適切ではないと考えます。
- ・ なお、ビル&キープ方式の原則化までの期間においては、円滑な移行を促進する観点から、LRIC 方式の接続料のガイドパスによる接続料水準の段階的な引下げとあわせ、二種指定事業者の接続料も含めた全事業者間における接続料水準の段階的な引下げ（接続料水準差の段階的な縮小）をしていく対応を検討する必要があると考えます。
- ・ 総務省におかれましては、ビル&キープ方式の原則化への移行期間中において、短期的な収益確保を目的とした円滑な移行を妨げるような行為、例えば、トラヒック・ポンピングのような意図的にトラヒックを増大させる行為や適正な原価・利潤によらず接続料を引き上げる行為等が生じないように、事業者間の接続料協議の動向について注視いただくことを要望いたします。

2. LRIC 方式の適用見直しの検討に係る今後の進め方（案）

- ・ ビル&キープ方式の原則化が実現された場合、事業者間における音声接続料の精算は原則不要となり、LRIC 方式から実際費用方式に見直しても接続事業者に与える影響は限定的になることから、事業者・行政コストの最小化のためには LRIC 方式による接続料算定の廃止が望ましいと考えるため、ビル&キープ方式の原則化にあわせて LRIC 方式の適用を廃止することに賛同いたします。
- ・ 実施時期はビル&キープの原則化とあわせて、メタル IP 電話への移行が本格化する 2028 年度までに実施することが適切と考えます。
- ・ また、事業者・行政コストの最小化の観点から、LRIC モデルの更なる見直しや LRIC 方式の運用プロセスの簡素化は行わないことに賛同いたします。
- ・ なお、ビル&キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法については、関係事業者への円滑な移行を考慮し、導入前後において急激な変動による関係事業者への影響を最小限にする対策が必要であるため、移行期間を通じて段階的に接続料を引き下げていく③の案が望ましいと考えます。
- ・ 裁定方針の在り方については、現時点において、例示されているような音声接続料以外の接続料における LRIC 方式に代わるベンチマークの設定が必要と考えられる状況は特段想定されないため、今後、音声接続料以外の接続料において LRIC 方式に代わるベンチマークの設定が必要となる状況が生じた場合に改めて検討することで良いと考えます。

ビル&キープ方式の原則化・LRIC方式の適用見直しの検討 に係る今後の進め方について

2026年5月12日
株式会社NTTドコモ

つながろう。驚きを。幸せを。



総論

一部の事業者から、音声通話市場における規制対応コスト・運用コストの削減に向けてビル&キープ方式の原則化が希望されている。固定電話のIP網への移行や音声通話市場の縮退を踏まえれば、ビル&キープ方式の原則化により、事業者・行政ともに音声通話に係るコストを最小化（するとともに、着信接続料収入に依存し、他社網のコスト影響を受ける事業環境から、自社網のコストのみでサービスを提供できる事業環境に移行）することは、将来に向けた対応として望ましいものであると考えられる。

また、複数の事業者から、音声接続について、非指定事業者の設定する接続料が高止まりする恐れ、事業者間では接続料の妥当性判断が困難、高止まりした接続料によりトラヒック・ポンピングが発生、といった事業者間協議で解決し得ない課題が存在するとの指摘がある。こういった課題への対応としても、ビル&キープ方式の原則化は有効と考えられる。

したがって、今後は、ビル&キープ方式の原則化を進めることを前提として、その実現に向けた以下の課題について検討を進めることが適当である。

当社の考え

- 行政・事業者双方の規制対応コスト最小化等の観点を踏まえれば、指定・非指定事業者に関わらず、全事業者一律(同時期)・公平に(事業者ごとに採用/不採用の差異なし)ビル&キープ方式を導入することが適当だと考えます。
- ビル&キープ方式の原則化により自社サービスの料金の原価範囲が、自網コストのみ(他網コストの負担なし)となるため、モバイルに限らず通話料の定額料金導入等、より柔軟なサービスメニューを検討する余地が広がり、利用者利便性向上にも繋がる可能性のあるものと考えます。
- なお、非指定事業者は、音声接続料に係る規律が存在しないため、音声接続料の高止まりが原因で、協議が整わない状況が継続する事業者もあります。一部の非指定事業者の高止まりする音声接続料について、協議により算定の妥当性を確認していくことは困難であることからやむを得ず裁定を実施した事業者も存在します。
- 一部の非指定事業者において高止まりする音声接続料により、モバイル事業者のかけ放題サービスを悪用したトラヒック・ポンピングが発生していた状況です。
- ビル&キープ方式の原則化はこれらの課題の解決に資するものだと考えております。

(1) 構造的に片務的となる呼の扱い

規制・運用コスト最小化の観点からは、ビル&キープ方式は全ての事業者に一律に導入し、呼種に関わらず接続料の算定・精算を行わないこととすることが望ましいが、構造的に片務的となる呼※については、ビル&キープ方式の対象とした場合、ネットワークの利用とコスト負担の公平性が担保できない。このため、構造的に片務的となる呼については、ビル&キープ方式の対象とするのではなく、精算方法の簡素化を行うことが適当である。一部の事業者からは、トラヒックによらない定額方式やレベニューシェア方式等の精算方式の導入が提案されており、今後、全事業者で統一的方法を策定する必要があると考えられるため、引き続き検討していくことが必要である。

当社の考え

- 当社は、構造的に片務的となる呼をビル&キープ方式の原則化の対象外とすることに賛同いたします。
- また、構造的に片務的となる呼の精算方法を従来どおりの方法でなく簡素化することにも賛同いたしますが、構造的に片務的となる呼は、自社ユーザからコスト回収ができないため、簡易的な精算であっても、適正なコスト回収を前提とすべきだと考えます。
- 加えて、構造的に片務的となる呼は、付加的役務電話番号(OABO)等の種別毎に音声接続料の支払先やユーザへの課金方法等が異なるため、簡易的な精算方法は種別毎に全事業者統一をすべきだと考えます。
- なお、着信課金等における2レグ目の通話(当社着)のトラヒックについては、当社着の双務的な呼のトラヒックとの峻別ができず、他の事業者にも同様な課題があるものと推察しているため、このようなトラヒックの扱いについても議論する必要があると考えます。

(2)円滑な移行の促進

双務的な一般呼においても事業者間の発着信トラフィックバランスに偏りがあることから、ビル&キープ方式を導入した場合、事業者の収益構造に影響を与える可能性があるとの指摘がある。しかし、これは現在の事業者間精算の仕組みを前提としたこれまでの競争の結果生じているものであるため、構造的に片務的となる呼のようにビル&キープ方式の対象外とはせず、ビル&キープ方式の原則化までに一定の移行期間を設け、事業者のみならず利用者に対しても制度変更について十分な周知を行うとともに、必要に応じて激変緩和措置を実施することで、事業者のビル&キープ方式への円滑な移行を促進することが適当である。

当社の考え

- 当社は、構造的に片務的となる呼以外をビル&キープ方式の原則化の対象とすることに賛同いたします。
- 一方、激変緩和措置は、事業者の収益構造に与える影響を最小化するための措置と理解していますが、各事業者の音声接続料収支影響等を総務省及び本委員会において把握したうえで、その目的や必要性を十分に議論すべきと考えます。
- また、激変緩和措置の導入時期・期間・方法については多様な考え方があり、特に、非指定事業者には音声接続料に関する規律が存在しないことから、公平性の観点で激変緩和措置の設定自体には慎重な判断が必要と考えます。
- なお、事業者ごとのビル&キープ方式の段階的導入や、接続料の段階的低減といった激変緩和措置は、公平性の問題や精算システムの改修等による運用コストの増大を招き、ビル&キープ方式のメリットを損なう虞があるため適切ではないと考えます。また、激変緩和措置として原則化に先立ち段階的にビル&キープ方式を導入することは、実質的に現行方式からの移行に向けた準備期間が短縮され、却って事業者負担が増大する虞もあります。
- 以上を踏まえれば、当社は、十分な期間を設けて一律に導入することが事業者間の公平性確保および負担軽減の観点から有効と考えます。

(3)原則化の適用時期

ビル&キープ方式の原則化の適用時期については、全事業者一律に、遅くとも2031年度に係る接続料からビル&キープ方式を適用することを原則化することを目処として、上述の移行期間や事業者がPSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期等も考慮し、今後さらに検討を行うことが適当である。その際には、その必要性も含め、激変緩和措置についても具体的な検討を行うことが適当である。

当社の考え

- 当社は、全事業者一律・公平に導入することを前提としてビル&キープ方式を原則化することに賛同いたします。
- また、2031年度末までのビル&キープ方式の原則化をめざす場合、構造的に片務的となる呼の取扱いや激変緩和措置の必要性等の諸課題について丁寧に議論・整理した上で、事業法の改正及び事業者間の接続協定の変更手続き等を完遂する必要があると考えます。
- なお、ビル&キープ方式の原則化は事業者全体に関わる問題であるため、仮に解決できない課題が残った場合は、総務省の「ビル&キープ方式の原則化の適用時期については、(中略)今後さらに検討を行うことが適当である。」という整理も踏まえ、特定の導入時期に拘らず全事業者のコンセンサスを得ながら検討を進めることが適当だと考えます。

(4)検討の進め方等

接続政策委員会における検討に加え、構造的に片務的となる呼の精算方法の詳細等、ビル&キープ方式の原則化に向けた運用面の具体化にあたっては、必要に応じて事業者間の協議の場を設けて検討を進めることが適当である。

回答

- 接続政策委員会における検討に加え、コンソーシアム等の事業者間の協議の場を設ける場合、例えば、構造的に片務的となる呼においては事業者間で音声接続料を支払う立場・受け取る立場に分かれ利害関係が生じ、事業者主導では各種課題に対するコンセンサスを得ることは極めて困難であると考えため、総務省主導で事業者間の取りまとめを行うことが必要だと考えます。

総論・見直し時期

加入電話の利用減少やメタル回線設備の維持限界により、2035年頃までにはメタル回線設備を利用した加入電話のサービスレベルの維持が困難となる「維持・縮退フェーズ」において、現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備・技術を利用するというLRIC方式の前提は実態と乖離しつつあり、新たな設備更改が見込まれない状況においてLRIC方式はベンチマークとして機能せず、既にその役割は終えているとの意見が示された。

一方、LRIC方式を廃止した場合、

- ① 接続料の原価算定において、メタル収容装置等の提供における非効率性の排除の見通しが明らかでない
 - ② 音声接続料の事業者間協議における固定系非指定電気通信事業者にとってのベンチマークとしての役割が失われる
- といった懸念も示された。

1で述べたとおり、音声接続料についてビル&キープ方式の原則化を進めることとした場合、事業者間において接続料を相互に支払い合うことは原則として無くなり、上記①②の懸念は解消されと考えられることから、ビル&キープ方式の原則化にあわせて、接続料算定におけるLRIC方式の適用は廃止することが適当である。

当社の考え

- 当社は、音声サービス市場の縮小傾向は今後も継続すると考えられることから、行政・事業者双方の規制対応コストの最小化を図ることが望ましいと考えます。
- そのため、規律整備時に整理された役目・役割を果たしたと考えられる規律については随時廃止すべきであると考えます。
- この点、LRICは、導入当初に整理された「接続料引下げを促進して、競争を通じた利用者の利便向上を実現する」という役目・役割を果たしたと考えられるので、電気通信事業法を改正し、即時廃止すべきだと考えます。

移行期間における音声接続料の算定方法

ビル&キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法については、

- ①移行期間における継続性・安定性を重視し、引き続きLRIC方式を適用する
- ②LRIC方式の前提が実態と乖離しつつあることを重視し、速やかに実績原価方式に移行する
- ③ビル&キープ方式の原則化への円滑な移行を重視し、ガイドパスを設ける等の方法により移行期間を通じて段階的に接続料を引き下げていく

といった対応案が考えられるが、移行期間や激変緩和措置の在り方の検討とあわせて、関係事業者の意見を聴きつつ、今後検討を進めることが適当である。

なお、仮に移行期間において引き続きLRIC方式を適用することとした場合においても、時限的な措置であり、検討に係る費用対効果を考慮すると、LRICモデルの更なる見直しやLRIC方式の運用プロセスの簡素化は行わないとすることが適当である。

当社の考え

- 接続料は実際に構築した設備に対し発生したコストを過不足なく回収することが原理原則だと考えます。
- そのため、料金の妥当性・負担の公平性の観点から実際に発生した費用と通信量に基づき接続料を決定する②実績原価方式を採用し、特定の事業者が未回収額を負担することがないようにすることが適当だと考えます。

裁定方針の在り方について

音声接続料についてビル&キープ方式を原則化した場合、非指定電気通信事業者が取得すべき金額に関して裁定の対象となるのは基本的にデータ接続料と考えられるが、具体的にどのようなケースが想定されるか、まず整理することが適当である。

当社の考え

- ビル&キープ方式の原則化までの間においては、現行の裁定方針を維持し、音声接続料に係る裁定申請があった場合は、裁定方針に則り裁定を行う必要があると考えます。
- なお、ビル&キープ方式の原則化までにLRICが廃止された場合、裁定方針第3項が参照するベンチマークについては今後検討が必要だと考えます。
- 第二種指定事業者のデータ接続料は片務的な接続料であるため、裁定に至る場合は、非指定事業者からの裁定申請となりますが、データ接続料は第二種指定電気通信設備接続料規則に基づき算定し、総務省による検証も受けているため、裁定に至る可能性は低いと考えられます。
- ただし、第二種指定事業者に指定される前に楽天殿によるデータ接続が開始された場合は、裁定に至る可能性があります。
- 当社が設定している接続料のうち、ビル&キープ方式の原則化の対象である音声接続でなく法定機能でもない(あるいは同額でない)機能としては、「課金情報提供機能」、「IMS接続機能」、「特定接続契約者(IMS接続)回線管理機能」が存在しますが、当該機能に関してはコストベースで算定し、接続約款に規定しているため、裁定に至る可能性は低いと考えられます。
- なお、ビル&キープ方式の原則化の対象外である構造的に片務的となる呼について、今後、検討する簡易的な精算方法の合意形成が不十分である場合は、裁定に至る可能性があるため、総務省主導で事業者間の取りまとめを行うことが必要だと考えます。

接続政策委員会における今後の進め方（案）に関する当社考え

1. ビル&キープ方式の原則化の検討について

(1) ビル&キープ方式の原則化に関する基本的な考え

電気通信事業法の趣旨を踏まえれば、接続料については「適正原価・適正利潤」に基づき算定の上、事業者間で精算されるべきものと考えます。

一方で、適正な接続料の算定には一定の負荷がかかること、音声サービス市場が中長期的に縮小傾向にあること、また音声接続が基本的に双方向の関係にあることを踏まえると、事業者および行政の双方にとって、音声通話に係るコストを可能な限り最小化していくことが望ましいとの考え方についても理解します。

弊社としては、接続における重要課題に対して優先的かつ重点的に取り組むなど、メリハリのある対応を通じて接続制度全体のバランスが適切に確保されることを前提とすれば、音声接続におけるビル&キープ方式の原則化について許容可能と考えます。具体的には同方式の原則化にあたり以下を条件とすべきです。

① 重点分野への政策リソースの振り分け

光アクセスサービス等の需要は今後も堅調にあることから、光接続料のような片務的な接続条件については、従来以上に重要な政策課題として位置付け、ビル&キープ方式導入により削減される行政コストを、こうした分野における政策検討へ重点的に振り向けること。

② 導入までの算定方法の取扱い

ビル&キープ方式導入までの期間においても、事業者および行政双方のコストを最小化すべく、LRICおよびモバイル音声接続料に関する基本的な算定の考え方を変更する議論は行わないこと。

(2) ビル&キープ方式の原則化に際しての留意点

上記に加え、ビル&キープ方式の導入に際しては、以下の観点を十分に考慮する必要があると考えます。

① 片務的な呼に関する取扱い

構造的に片務的となる呼に係る精算方式については、引き続き検討を行う必要があります。

② トラヒックバランスの偏りに関する取扱い

トラヒックバランスに偏りが存在する呼についても、次の理由から例外なくビル&キープ方式原則化の適用対象とすべきと考えます。

- ・ 音声市場の縮退を背景としてビル&キープ原則化を進める趣旨に鑑みると、トラヒックバランスを理由に対象外とすることは制度全体の整合性を損なうため。
- ・ 対象外とした場合、偏りの閾値の妥当性等に関する新たな協議・調整コストが発生し、制度簡素化・コスト削減という導入趣旨に反するため。

③ 移行期間の適正化

「遅くとも 2031 年度に係る接続料からビル&キープ方式を適用することを原則化することを目処」という期間が一例として挙げられていますが、当該期間は過去の制度見直しと比較しても極めて長期です。コスト削減効果の早期発現や過去事例との整合の観点からは、激変緩和措置も考慮しつつ、速やかに 3 年程度で移行とすることが適当と考えます。

(参考)

- ・ MNO における音声接続料の激変緩和措置：1 年間
- ・ MNO におけるデータ接続料の激変緩和措置：FY23～FY25 の 3 年間
- ・ メタル・光の配賦見直し（電柱等の施設保全費）：2 年間

④ 激変緩和措置の在り方

ビル&キープ方式の原則化にあたっては、円滑な移行の観点から激変緩和措置を講じることが適切と考えます。なお、接続料としては、NTT 東西殿の接続料は FY26 適用接続料まで認可されていることに鑑みれば、FY26 適用接続料をベースにビル&キープ方式導入年度の適用接続料を 0 円とするガイドパスの設定を業界全体として統一的に実施することが適当と考えます。

2. LRIC 方式の適用見直しに関する考え

上述の通り、事業者および行政双方のコスト最小化の観点から、LRIC 方式について、基本的な算定の考え方を変更する議論は行わず、FY26 適用接続料をベースにビル&キープ方式導入年度の適用接続料を 0 円とするガイドパスの設定を業界全体として統一的に実施することが適当と考えます。

以上

楽天モバイル株式会社

1. ビル&キープ方式の原則化の検討に係る今後の進め方（案）について

（弊社意見）

ビル&キープ方式の制度見直しに係る検証・検討を実施することについて賛同いたします。
検証・検討すべき事項（案）の提示等、協力してまいりたいと考えます。

仮に原則化を導入する場合においては、市場の透明性・公平性等が損なわれる懸念が無いかを含め、
検討すべき事項を整理したうえで、十分な時間をかけて方針等を公開の場において検証・検討すべきと考えます。

2. LRIC方式の適用見直しの検討に係る今後の進め方（案）について

（弊社意見）

LRIC方式の適用見直しに係る検証・検討を実施することについて賛同いたします。

LRIC方式の適用を維持するか否かに依らず、LRIC方式を導入した趣旨である
NTT東西殿の非効率性の排除については、公開の場において検証・検討すべきと考えます。

一般社団法人テレコムサービス協会 MVNO 委員会

本案でお示しいただいたとおり、モバイル接続料における費用配賦の簡素化等については引き続き検討・確認いただき、競争環境への影響等も踏まえて慎重にご議論いただくことが必要と考えます。

なお、ビル&キープ方式の原則化は「事業者間精算の仕組み」を変えるものであるため、音声／データの費用配賦基準そのものを変える理由にはならないものと考えております。この点、モバイル接続料の費用配賦については、これまで累次の議論により費用配賦基準の適正化・精緻化が進められてきたものであり、透明性・公平性の観点から原則化後も配賦基準は維持されるべきです。

また、ビル&キープ方式の導入による MVNO の影響等についても、接続政策委員会（第 76 回）で当委員会から意見させて頂いたとおり、競争環境への影響等が想定されることから、MNO とのイコールフットィングの確保や接続と卸の代替性確保の観点等の留意点を踏まえつつ、検討をお願いいたします。

音声接続料に係るビル&キープ方式の原則化の検討に係る今後の進め方（案）および接続料算定における長期増分費用（LRIC）方式の適用見直し等に係る今後の進め方（案）への意見について

標記の件に関して、当社として以下のとおり意見を提出させていただきます。

1. ビル&キープ方式の原則化に伴う課題について

(1)

ビル&キープ方式をなぜ今、原則化する必要があるのかについては肯定する意見と否定する意見それぞれが依然対立しております。

このため、引き続き課題整理の必要性があるものを明確に抽出したうえで、丁寧に議論を重ね、制度設計を進めていくことを望みます。

また、議論に際してはPSTNマイグレの「意識合わせの場」のような複数事業者で活発に議論できる公式の場が設けられることを望みます。

(2)

構造的に片務的となる呼の取扱いにおいて有力視されているレベニュー・シェアについては、現在の接続料交渉時と同様に、いわゆるパワーゲーム（大規模事業者が小規模事業者の案を受け入れず、自社に有利な案を事実上提示する状況）が生じる懸念があります。

したがって、原則化の開始までに、可能な限り各事業者間で合意可能な（特に小規模事業者にとって受け入れやすい）基準・枠組みについて、貴省立会いの下で確立される必要があると考えます。

(3)

小規模事業者においては、接続料収入が失われることとなるため、これに代わる収益構造への転換が求められます。

その過程において、円滑な移行ができない事業者が市場から退出せざるを得ない場合も想定されますので、退出事業者に対する一定の配慮措置（例えば、他事業者との相互接続の原状復帰工事費用の控除・減免等）を講じることを望みます。

(4)

緊急通報については、本来ユーザー課金が無料であるにもかかわらず、NTT東西の精算システムの都合により、事業者が接続料を負担してきた経緯があると認識しております。

したがって、当該通話については、片務的な呼の取扱いの対象から除外すべきであると考えます。

(5)

当社が提案している RPP (Receiving Party Pays) 方式について、貴省におかれては業界全体への普及に向けて積極的に推進・主導していただくことを望みます。

本方式が普及することで、新たな料金体系の創出や、事業者規模の大小を問わない新サービス・新機能の開発促進が期待され、業界の活性化につながるものと考えます。

2. 長期増分費用 (LRIC) 方式の適用見直し等について

ビル&キープ方式の原則化にあわせて、LRIC方式を廃止することについては賛成の立場です。

当社といたしましては、「LRIC方式に代わるベンチマークの在り方」が重要な課題であると認識しております。

前記1(2)と同様に、適用見直しの開始までに、可能な限り各事業者間で合意可能な基準・枠組みを確立することが必要であると考えます。

(以上)

「ビル&キープ方式の原則化の検討に係る今後の進め方（案）」 に対する当社意見について



2026年5月12日
NTTドコモビジネス株式会社

項目	当社意見
<p>総論</p>	<p>◆ビル&キープ方式の原則化の検討に係る今後の進め方については、音声通話市場の縮退やIP網への移行といった環境変化を踏まえ、規制・運用コストの最小化および持続可能な事業環境の構築を目指すための道筋を示すものとして賛同します。</p> <p>また、ビル&キープ方式の原則化により、事業者間精算に伴う制度的・運用的負担の軽減が図られるとともに、着信接続料収入に依存しない自律的な事業環境へと移行することで、より良いサービスの創出やさらなる健全な競争市場の活性化に資するものと考えます。</p>
<p>(1) 構造的に片務的となる呼の扱い</p>	<p>◆規制・運用コスト最小化と、ネットワークの利用とコスト負担の公平性担保を両立させるため、構造的に片務的となる呼はビル&キープ方式の対象外とし、精算方法の簡素化に向け、トラヒックによらない定額方式やレベニューシェア方式等新たな精算方法を検討を進めることは妥当と考えます。</p> <p>ただし、片務的となる呼については、対象呼によって接続方式や接続料取引の構造等に差異があることから、対象呼の認識合わせ含め丁寧な議論が必要と考えます。</p>
<p>(2) 円滑な移行の促進</p>	<p>◆ビル&キープ方式の原則化までに一定の移行期間を設けることにより、制度変更に伴う各社の料金戦略見直しや精算システム改修、利用者周知等についても計画的な対応が可能となるなど、急激な環境変化を回避しつつ円滑な制度移行につながるものと考えます。</p> <p>ただし、一定の移行期間が想定されている中、さらに激変緩和措置を設ける必要性については慎重な検討が必要と考えます。特に、激変緩和措置の内容によっては各社は自社の料金戦略見直しや精算システム改修等を段階的に行う必要が生じる可能性もあり、逆にコスト増加や利用者の混乱を招きかねず、円滑な制度移行が阻害されることが懸念されます。</p>

項目	当社意見
<p>(3) 原則化の適用時期</p>	<p>◆音声通話市場の将来像を踏まえ、ビル&キープ方式の原則化について全事業者一律導入時期の目処を明確に示すことで、各社は将来の制度変更を織り込んだ上で、料金戦略やコスト構造等の見直しに関する検討に計画的に着手することが可能となり、場当たりのではない将来に備えた検討と準備を着実に進められることは、安定的かつ継続的な事業運営につながるものとして適切と考えます。</p> <p>ただし、前述の通り、全事業者一律導入までに構造的に片務的となる呼の扱い等の各種課題について丁寧な議論が必要と考えます。</p>
<p>(4) 検討の進め方等</p>	<p>◆ビル&キープ方式の原則化に向け、接続政策委員会での検討に加え、構造的に片務的となる呼の精算方法等の詳細については、事業者の実態や技術的・運用的な課題を踏まえた検討が有用であり、必要に応じて事業者間協議の場を通じて具体化を図ることは、合意形成の促進や制度の円滑な導入につながるものとして妥当と考えます。</p> <p>ただし、これまでの経緯を考慮すると事業者主導では各種課題について合意形成を図ることは困難と想定されるため、総務省において主導・とりまとめいただくことが望ましいと考えます。</p>

令和8年5月12日

総務省料金サービス課 御中

Colt テクノロジーサービス株式会社

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和8年4月23日付でご照会のごございました「接続政策委員会における今後の進め方（案）」につきまして、当社の意見を以下のとおり申し述べます。

1. 意見の趣旨

当社は、事務局作成の「接続政策委員会における今後の進め方（案）」において示されている、

- 音声接続料に係るビル&キープ方式の原則化、
- 2031年度からの全事業者一律適用、
- LRIC方式の適用廃止

について、現時点において制度実施方針又は既定路線として位置付けることには慎重であるべきと考えます。

もっとも、当社は、音声トラヒックの減少、IP網への移行、メタル設備の縮退、事業者間精算実務の負担軽減等を踏まえ、音声接続料制度の在り方について検討を行うこと自体を否定するものではありません。

問題は、制度設計上の前提となる論点や条件が十分に整理されないまま、制度変更の方向性及び時期のみが先行して示されている点にあると考えます。

2. 政策判断の順序に関する基本的考え方

制度変更を制度実施方針として位置付けるのであれば、その前提として、判断に必要な論点、判断基準、必要データ、制度的手当て及び実施条件を併せて明確にすることが不可欠です。

本来の検討順序は、

1. 海外前例及び国内市場における実際の競争状況の分析
2. 国内における実施条件・影響の整理
3. 費用回収、不均衡補償、濫用対策等を含む制度設計
4. その上で、制度実施の可否・対象範囲・時期を判断

であるべきと考えます。

しかしながら、現行案は、制度変更の方向性と2031年度という時期を先に示した上

で、詳細を今後検討するとの整理となっており、この点に問題があると考えます。

3. ビル&キープ方式原則化に関する主要論点

ビル&キープ方式は、事業者間精算を簡素化する仕組みにとどまらず、費用回収主体、価格シグナル、利用者料金、卸料金、さらには競争条件に直接影響を及ぼす制度変更です。

導入を検討するのであれば、少なくとも以下の点について、制度実施前に明確化する必要があります。

(1) 費用回収方法

接続料で回収してきた終端・中継・監視・保守等の費用を、利用者料金、卸料金、法人向け料金、公的支援等のいずれにより回収するのかを明確にする必要があります。

(2) 発着信トラヒックの不均衡への対応

一般呼であっても、法人利用やコールセンター等の利用形態により、発着信トラヒックが偏在する場合があります。このような高偏在トラヒックについて、どの程度の偏在をもって制度的対応が必要となるのか、補正精算又は例外的な取扱いの考え方を整理すべきです。

(3) 事業者規模差への配慮

大規模事業者と、小規模・地域・法人向け事業者では、他網依存度や費用回収構造が異なります。ビル&キープ方式の一律原則化が競争条件に与える影響について、十分な分析が不可欠です。例えば、加入者数が大きく異なる事業者間では、発信トラヒック量にも大きな差が生じ得ます。仮に、大規模事業者の加入者数が中小事業者の3倍である場合、中小事業者が受信するトラヒック量は、当該中小事業者が発信するトラヒック量を大きく上回る可能性があります。

一方で、事業者規模にかかわらず、相互接続設備の整備・維持に一定のコストが必要となる点は共通していることから、費用負担と収入構造の間に差異が生じることも考えられます。

このような状況下でビル&キープ方式を一律に適用した場合、中小事業者にとって持続可能な事業モデルの構築が困難となり、競争環境の不安定化や、結果として利用者料金の上昇を招くおそれがあります。

(4) 濫用的利用への対策

接続料という価格シグナルが弱まることにより、大量発信、A2P (Application to Person) 型通話、迷惑・詐欺的通信等の新たな濫用リスクが生じ得ます。

これは、従来は発信事業者がトラヒック量に応じた接続料を負担することで、一定の発信抑制インセンティブが働いていたのに対し、ビル&キープ方式の下では、発信量の増加が必ずしも発信側の直接的なコスト増加につながらなくなるためです。

その結果、自動発信や一方向的な大量発信を伴う利用形態について、経済的な抑制が

弱まる可能性がある点を踏まえ、制度実施に当たっては、濫用的利用の検知・是正の在り方や、通信データの取扱いについて、あらかじめ整理しておく必要があると考えます。

4. LRIC 方式見直しに関する考え方

LRIC 方式の算定負担が増していることを踏まえ、見直しを検討する余地があること自体は理解します。

しかし、仮に実績原価方式等へ移行する場合であっても、LRIC 方式が担ってきた費用の妥当性を検証する機能を失わせてはならないと考えます。

具体的には、

- 非効率費用の排除方法
- 共通費配賦、予測通信量、縮退局面における残存費用の取扱い
- ベンチマーク又は比較基準の設定方法、透明性及び検証可能性

について、制度実施前に明示する必要があります。

「ビル&キープ方式を原則化すれば、LRIC 方式廃止に伴う懸念が解消される」との整理は、精算の有無と費用検証の機能を区別して整理する必要があると考えます。

5. 海外前例の位置付け

海外においてビル&キープ方式又は Zero-IUC が導入された例が存在することのみをもって、日本における制度実施の根拠とすべきではありません。

米国及びインドの事例からは、制度導入後においても、費用回収、例外処理、不均衡補償、濫用対策、再検証等が継続的な課題となっていることが確認されます。

したがって、海外前例を参照する場合には、導入条件のみならず、残余課題や制度導入後の補正措置まで含めて分析することを、制度実施前の条件として明記すべきです。

6. 2031 年度の位置付け

2031 年度については、無条件の適用期限ではなく、必要な論点整理及び制度整備が完了した場合の目標時期として位置付けるべきです。未整理の論点を残したまま、全事業者一律適用の期限として扱うことは適切ではありません。

以上

フリービット株式会社

ビル&キープ方式の原則化の検討に係る今後の進め方に賛同いたします。

なお、進めるにあたり、次のような考え方を前提に

ご検討いただけますことを希望します。

前回の追加質問に対する回答の繰り返しになってしまいますが、

自社が自社ユーザーに対して提供するサービスは「発信できること」

「着信できること」の両方であると考えます。

ユーザーはそれらの2つの便益を受けていると捉える事が自然です。

つまり事業者は自社ユーザーから「発信できること」「着信できること」

の2つの便益の対価を得ている、と考えるのが適当である、

という前提で議論を進めていただけます事を希望します。

株式会社エネコム

- ・「長期増分費用（LRIC）方式の適用見直し」および「ビル&キープ方式の原則化の検討」に対する当社の考えについては、これまでの接続政策委員会での意見提出においてご説明させていただいたとおりです。
- ・一方で、『今後の進め方（案）』については、総務省さまにおいて各事業者からの様々な意見等を踏まえた上で、取り纏められたものと理解します。